

四国中央市医師確保奨学金貸付条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、四国中央市医師確保奨学金貸付条例(平成29年四国中央市条例第 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定医療機関)

第2条 条例第2条第2号に規定する市長が指定するものは、次のとおりとする。

- (1) 一次救急医療機関のうち、休日当番及び急患医療センターの運営に協力する医療機関
- (2) 二次救急医療機関
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が認める医療機関

(貸付けの申請)

第3条 条例第3条第1項の規定による貸付けを受けようとする者(以下「申請者」という。)は、市長が別に定める日までに医師確保奨学金貸付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

- (1) 大学の在学証明書
 - (2) 大学における学業成績を証する書類(提出が困難な者にあつては、出身高等学校における学業成績を証する書類)
 - (3) 誓約書(様式第2号)
 - (4) 本人及び保護者等の住民票の写し
 - (5) 履歴書
 - (6) 健康診断書
 - (7) 保護者等に係る当該年度分の市町村民税所得割(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項に規定する市町村民税の同項第2号に規定する所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)をいう。)の額を証する書類
 - (8) 入学金として納めた額を証する書類(入学資金奨学金の申込みをしようとする者に限る。)
 - (9) 連帯保証人の所得証明書
 - (10) 保護者等及び連帯保証人の市町村税(地方税法第1条第1項第4号に規定する市町村税(同法に規定する特別区税を含む。)をいう。以下同じ。)の納税証明書
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 申請者が未成年者の場合は、前項の申請書に親権者又は後見人が連署しなければならない。

(貸付けの決定)

第4条 市長は、前条第1項の規定による申請があつたときは、書面による審査のほか、必要に応じ、面接等による審査を行うものとする。

2 市長は、前項の審査をし、奨学金の貸付けをすることと決定したときは医師確保奨学金貸付承認通知書(様式第3号)により、奨学金の貸付けをしないことと決定したときは医師確保奨学金貸付却下通知書(様式第4号)により、申請者及び連帯保証人に通知するものとする。

(貸付けの方法)

第5条 前条第2項の規定により奨学金の貸付けの決定を受けた者(次条において「貸付決定者」という。)は、市長が別に定める日までに医師確保奨学金交付請求書(様式第5号)により市長に申請しなければならない。

2 奨学生のうち引き続き奨学金の貸付けを受けようとする者は、毎年度1回、市長が別に定める日までに前項の請求書に次に掲げる書類を添付して、市長に請求しなければならない。

(1) 大学の在学証明書

(2) 前年度の学業成績証明書

3 市長は、当該月の条例第4条第1項第1号の修学資金奨学金を1月分ずつ貸し付けるものとする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

4 条例第4条第1項第2号の入学資金奨学金の貸付けは、修学資金奨学金の最初の貸付額に合算して貸し付けるものとする。

(連帯保証人)

第6条 条例第5条に規定する連帯保証人は、次に掲げる要件に該当する者でなければならない。ただし、市長が保証能力があると認める者を連帯保証人とすることができる。

(1) 一定の職業を持ち、かつ、独立の生計を営んでいる成年者であること。

(2) 修学及び入学に要する資金(国、他の地方公共団体又はその他の団体から貸し付けられるものを含む。)について、他に保証していないこと。

2 貸付決定者に父又は母があるときは、当該父又は母のうちいずれかを連帯保証人とすることができる。

(貸付けの取消し及び休止)

第7条 市長は、条例第6条第1項の規定により奨学金の貸付けを取り消し、又は休止したときは、医師確保奨学金貸付取消(休止)決定通知書(様式第6号)により奨学生及び連帯保証人に通知するものとする。

(借用証書の提出)

第8条 奨学生(奨学生が死亡したときは、その連帯保証人)は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、直ちに貸付けを受けた奨学金の全額について、連帯保証人と連署した医師確保奨学金借用証書(様式第7号)に連帯保証人の印鑑証明書を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 奨学金の貸付けを受ける期間が満了したとき。

(2) 条例第6条第1項の規定により奨学金の貸付けを取り消されたとき。

(指定医療機関の従事の届出書)

第9条 奨学生は、指定医療機関において医師としてその業務に従事する場合は、その業務に従事する日までに指定医療機関従事届出書(様式第8号)により、市長に届け出なければならない。

(期間の計算)

第10条 医師従事期間は、業務に従事した日の属する月から当該業務に従事しなくなった日の属する月までの月数とする。この場合において、当該期間内に休職(業務に起因するものを除く。以下同じ。)をし、又は停職した期間があるときは、当該休職をし、又は停職し

た期間の開始する日の属する月から終了する日の属する月までの月数を除くものとする。

(返還債務の免除の申請等)

第 11 条 条例第 7 条の規定により奨学金の返還債務の全部又は一部の免除を受けようとする者(当該者が死亡したときは、その連帯保証人)は、医師確保奨学金返還免除申請書(様式第 9 号)に次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

(1) 指定医療機関医師従事証明書(様式第 10 号)

(2) 免除の理由

(3) 死亡又は退職の場合にあっては、当該事由及び当該日を証する書類

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、これを審査し、適当と認めるときは、医師確保奨学金返還免除承認通知書(様式第 11 号)により奨学生及び連帯保証人に通知するものとする。

3 条例第 7 条第 2 項第 2 号の規定により免除する額は、医師従事期間における従事月数を貸付月数で除して得た数に返還債務の額を乗じて得た額とする。

(返還の申出等)

第 12 条 奨学生(奨学生が死亡したときは、その連帯保証人)は、条例第 8 条第 1 項各号のいずれかに該当するに至った場合は、直ちに医師確保奨学金返還申出書(様式第 12 号)により市長に申し出なければならない。

2 市長は、前項の規定による申出があった場合は、奨学金の返還方法等を医師確保奨学金返還通知書(様式第 13 号)により奨学生に通知するものとする。

3 条例第 8 条第 2 項の規定により分割して返還することを希望する奨学生(奨学生が死亡したときは、その連帯保証人)は、同条第 1 項各号のいずれかに該当するに至った日の翌日から起算して 30 日以内に、医師確保奨学金返還方法変更承認申請書(様式第 14 号)により市長に申請しなければならない。

4 条例第 8 条第 2 項の規定による返還の方法は、貸付月数から医療従事期間における従事月数を減じて得た月数の 2 倍に相当する期間内において、元利均等返還によるものとする。

5 市長は、第 3 項の規定による申請があった場合は、これを審査し、適当と認めるときは、その結果を医師確保奨学金返還方法変更承認通知書(様式第 15 号)より奨学生に通知するものとする。

(返還利息)

第 13 条 条例第 8 条第 1 項の規則で定める利息の額は、毎月の奨学金の交付額にその月の奨学金の交付の日の翌日から奨学金を返還すべき日までの期間(条例第 9 条の規定による履行猶予期間を除く。条例第 7 条第 2 項の規定による一部免除の場合にあっては、奨学金の交付の日の翌日から奨学金を返還すべき日までの期間から交付の免除を受けた期間を差し引いて得た期間)の日数に応じ年 10 パーセントの割合を乗じて得た額とする。

2 前項及び第 15 条に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。

(返還債務の履行猶予の申請等)

第 14 条 条例第 9 条の規定による返還債務の履行の猶予を受けようとする奨学生は、医師確保奨学金返還債務履行猶予申請書(様式第 16 号)に市長が必要と認める書類を添付して、市長に申請しなければならない。

2 市長は前項の規定による申請があった場合は、これを審査し、適当と認めるときは、医師確保奨学金返還債務履行猶予承認通知書(様式第 17 号)により奨学生に通知するものとする。

(延滞利息)

第 15 条 条例第 10 条の延滞利息の額は、奨学金を返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額につき年 14.6 パーセントの割合で算出して得た額とする。

(重要事項の届出)

第 16 条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに重要事項届出書(様式第 18 号)に市長が必要と認める書類を添付して、市長に届け出なければならない。

- (1) 大学を退学し、休学し、留年し、復学し、卒業し、若しくは停学の処分を受けたとき又は正規の修業期間内に卒業する見込みがなくなったとき。
- (2) 臨床研修を開始し、中止し、休止し、再開し、変更し、若しくは終了したとき又は臨床研修を 2 年以内に修了する見込みがなくなったとき。
- (3) 奨学金の貸付けを受けることを辞退するとき。
- (4) 医師の免許を取得したとき。
- (5) 指定医療機関において医師としての業務を開始し、退職し、復職し、又は退職したとき。
- (6) 指定医療機関の医師としての業務に耐えない程度の心身の故障を生じたとき。
- (7) 医師法(昭和 23 年法律第 201 号)第 7 条第 2 項の規定による処分を受けたとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、奨学生又は連帯保証人の住所、氏名、職業その他重要な事項に変更があったとき。

2 奨学生が死亡したときは、その者の遺族又は連帯保証人は、速やかに前項の届出書に市長が必要と認める書類を添付して、市長に届け出なければならない。

(現況報告)

第 17 条 奨学生は、大学を卒業した日から奨学金の返還の全部を免除され、又は返還債務の履行を終える日までの間、毎年 4 月 20 日(その日が休日に当たる場合は、その日以後において最初の休日でない日)までに同月 1 日現在の状況について、現況報告書(様式第 19 号)により市長に報告しなければならない。

(連帯保証人の変更)

第 18 条 奨学生は、連帯保証人が死亡したとき又は連帯保証人に破産手続開始の決定その他連帯保証人として適当でない事由が生じたときは、連帯保証人変更届出書(様式第 20 号)に新たに連帯保証人となる者の印鑑証明書、所得証明書及び市町村税の納税証明書を添付して、市長に提出しなければならない。

(その他)

第 19 条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

医師確保奨学金貸付申請書

年 月 日

四国中央市長 様

住 所

氏 名

印

(申請者が未成年の場合)

保護者等 住 所

氏 名

印

医師確保奨学金の貸付けを受けたいので、四国中央市医師確保奨学金貸付条例施行規則第3条の規定により、次のとおり申請します。

申請者	現 住 所	電話番号		
	帰 省 先 住 所	電話番号		
	ふ り が な 氏 名			
	生 年 月 日	年 月 日	性 別	男・女
保護者等	ふ り が な 氏 名			
	生 年 月 日	年 月 日	性 別	男・女
	住 所	電話番号		
貸付希望額等	大 学 名			
	入 学 年 月 日	年 月 日	卒業予定年月日	年 月 日
	貸付希望期間	年 月 から 年 月 まで(月間)		
	修学資金奨学金	円		
	入学資金奨学金	円		
	貸付希望総額	円		
連帯保証人	住 所	電話番号		
	ふ り が な 氏 名	印		
	生 年 月 日	年 月 日	性 別	男・女
	職 業			続柄
	住 所	電話番号		
	ふ り が な 氏 名	印		
	生 年 月 日	年 月 日	性 別	男・女
	職 業			続柄

備考 第3条第1項に規定する書類を添付すること。

様式第2号(第3条関係)

誓約書

年 月 日

四国中央市長 様

住 所

氏 名

印

(申請者が未成年の場合)

保護者等 住 所

氏 名

印

医師確保奨学金の貸付けを受けることとなったときは、四国中央市医師確保奨学金貸付
条例及び四国中央市医師確保奨学金貸付条例施行規則の規定を遵守し、将来、指定医療機
関において医師としての業務に従事します。

様式第3号(第4条関係)

医師確保奨学金貸付承認通知書

第 号
年 月 日

様

四国中央市長

印

年 月 日付けで申請のあった医師確保奨学金の貸付けについて、貸し付けることと決定したので、四国中央市医師確保奨学金貸付条例施行規則第4条第2項の規定により、次のとおり通知します。

入学資金奨学金	金 円	
修学資金奨学金	貸付月額	金 円
	貸付期間	年 月 日から 年 月 日まで
貸付総額	金 円	
貸付方法	入学資金奨学金	修学資金奨学金の最初の貸付額に合算して貸し付ける。
	修学資金奨学金	毎月1月分ずつ貸し付ける。

様式第4号(第4条関係)

医師確保奨学金貸付却下通知書

第 号
年 月 日

様

四国中央市長

印

年 月 日付けで申請のあった医師確保奨学金の貸付けについて、貸し付けないことと決定したので、四国中央市医師確保奨学金貸付条例施行規則第4条第2項の規定により、通知します。

却下の理由

様式第5号(第5条関係)

医師確保奨学金交付請求書

年 月 日

四国中央市長 様

住 所
氏 名

印

年 月 日 第 号で通知のあった医師確保奨学金について、その交付を受けたいので、四国中央市医師確保奨学金貸付条例施行規則第5条第1項の規定により、関係書類を添えて請求します。

入学資金奨学金	金 円			
修学資金奨学金	請 求 月 額	金 円(月分)		
	年 度 貸 付 期 間	年 月から 年 月まで (月間)		
	年 度 貸 付 総 額	金 円		
振込先希望口座	銀行 金庫 組合		本店 支店 所	
	種目	普通・当座	口座番号	-----
	フリガナ	-----		
	口座名義人	-----		

備考 振込先希望口座の口座名義人は、貸付決定者と同一であること。

様式第6号(第7条関係)

医師確保奨学金貸付取消(休止)決定通知書

第 号
年 月 日

様

四国中央市長

印

年 月 日付け 第 号で通知した医師確保奨学金の貸付けの決定について、取り消す(休止する)ことに決定したので、四国中央市医師確保奨学金貸付条例施行規則第7条の規定により、次のとおり通知します。

理由

医師確保奨学金借用証書

年 月 日

四国中央市長 様

住 所
氏 名 印
(奨学生が未成年の場合)
保護者等 住 所
氏 名 印
連帯保証人 住 所
氏 名 印
連帯保証人 住 所
氏 名 印

年 月 日付け 第 号で通知のあった医師確保奨学金の貸付けについて、当該奨学金を確かに借用しましたので、奨学生（保護者等）と連帯保証人とが連帯し、四国中央市医師確保奨学金貸付条例及び四国中央市医師確保奨学金貸付条例施行規則で定められた返還方法及び納期限に従い、返還の債務を負担しますので、四国中央市医師確保奨学金貸付条例施行規則第8条の規定により、提出します。

借 用 金 額		金 円				
奨 学 生	氏 名					
	生年月日	年 月 日				
借用期間終了事由		満了	辞退	退学	死亡	その他
借 用 金 額 明 細	入学資金奨学金		金 円			
	修 学 資 金 奨 学 金	月 額	金 円			
		借用期間	年 月 日から 年 月 日まで(月間)			
		借用金額	金 円			
借用金額合計		金 円				

備考 連帯保証人の印鑑証明書を添付すること。

様式第8号(第9条関係)

指定医療機関従事届出書

年 月 日

四国中央市長 様

住 所

氏 名

印

指定医療機関に従事することとなりましたので、四国中央市医師確保奨学金貸付条例施行規則第9条の規定により、次のとおり届け出ます。

医 師 免 許	取得年月日	年 月 日	登録番号	第 号
指定医療機関	所在地			
	名 称			
業務等の内容	指定医療機関において臨床研修に従事 指定医療機関において医師としてその業務に従事			
業務等の従事開始年月日	年 月 日			
業務等の従事終了年月日	年 月 日			

備考 該当する 欄にレ印を付すること。

様式第9号(第11条関係)

医師確保奨学金返還免除申請書

年 月 日

四国中央市長 様

住 所

氏 名

印

年 月 日付け 第 号で通知のあった医師確保奨学金について、返還の免除を受けたいので、四国中央市医師確保奨学金貸付条例施行規則第11条第1項の規定により、次のとおり申請します。

貸付総額	入学資金奨学金	金	円
	修学資金奨学金	金	円
	修学資金奨学金 貸付月数	年 月から 年 月まで(月間)	
免除申請額	入学資金奨学金	金	円
	修学資金奨学金	金	円
医師免許	取得年月日	年 月 日	登録番号 第 号
申請理由			
大学卒業後の業務等の従事状況			

備考

- 1 心身の故障のため業務を継続することができなくなったときは医師の診断書及び業務の従事先の代表者の意見書を添付すること。
- 2 大学卒業後の業務等の従事状況等欄には、業務の従事先及び従事期間を記入すること。

様式第 10 号 (第 11 条関係)

指定医療機関従事証明書

年 月 日

四国中央市長 様

指定医療機関 所在地
名 称
代表者氏名

印

下記の者は、当医療機関において業務に従事したことを証明します。

奨学生	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日
医籍登録番号及び 登録年月日	(号) 年 月 日登録	
業務に従事した期 間及び月数	年 月 日から 年 月 日まで (月間)	
業務等の従事期間 中に休職をし、又 は停職になった期 間があったとき は、その期間、月 数及び理由	年 月 日から 年 月 日まで (月間)	
	理由	

様式第 11 号 (第 11 条関係)

医師確保奨学金返還免除承認通知書

第 号
年 月 日

様

四国中央市長

印

年 月 日付けで申請のあった医師確保奨学金の返還の免除について、次のとおり承認したので、四国中央市医師確保奨学金貸付条例施行規則第 11 条第 2 項の規定により、次のとおり通知します。

	決 定 番 号	第 号
返還債務を免除する奨学金	入学資金奨学金	
	修学資金奨学金	

様式第 12 号 (第 12 条関係)

医師確保奨学金返還申出書

年 月 日

四国中央市長 様

住 所

氏 名

印

年 月 日付け 第 号で貸付けを受けた医師確保奨学金を返還したいので、四国中央市医師確保奨学金貸付条例施行規則第 12 条第 1 項の規定により、次のとおり申し出ます。

奨学生	住 所		
	氏 名		
貸 付 総 額	入学資金奨学金	金	円
	修学資金奨学金	金	円
	修学資金奨学金 貸 付 月 数	年 月から	年 月まで (月間)
免 除 決 定 額	入学資金奨学金	金	円
	修学資金奨学金	金	円
返 還 額	入学資金奨学金	金	円
	修学資金奨学金	金	円
返 還 理 由			

様式第 13 号 (第 12 条関係)

医師確保奨学金返還通知書

第 号
年 月 日

様

四国中央市長 印

年 月 日付けで申出のあった医師確保奨学金の返還について、四国中央市医師確保奨学金貸付条例施行規則第 12 条第 2 項の規定により、次のとおり通知します。

決定番号	第 号	
奨学生の氏名		
返還の方法	一括払	
返還債務内訳	入学資金奨学金	金 円 (うち利息 円)
	修学資金奨学金	金 円 (うち利息 円)
返還債務総額	金 円	
返還期限	年 月 日	

様式第 14 号 (第 12 条関係)

医師確保奨学金返還方法変更承認申請書

年 月 日

四国中央市長 様

住 所
氏 名 印
(奨学生が未成年の場合)
保護者等 住 所
氏 名 印
連帯保証人 住 所
氏 名 印
連帯保証人 住 所
氏 名 印

医師確保奨学金の返還方法を変更したいので、四国中央市医師確保奨学金貸付条例施行規則第 12 条第 3 項の規定により、次のとおり申請します。

現在の返還方法	返 還 方 法 の 別	一括払	年賦払	半年賦払	月賦払
	毎回の返還金額	金 円			
	返 還 期 間	年 月から		年 月まで	
貸 付 期 間	年 月から		年 月まで (月間)		
返 還 未 済 額	金 円	貸 付 総 額	金 円		
		返 還 免 除 額	金 円		
		返 還 済 額	金 円		
変更後の返還方法	返 還 方 法 の 別	一括払	年賦払	半年賦払	月賦払
	毎回の返還金額	金 円	金 円	金 円	金 円
	返 還 の 予 定 日	月 日	毎年 月 日	毎年 月 日 と 月 日	毎月 日
	今後返還に要する期間	年 月から		年 月まで (月間)	
変更しようとする理由					

備考 該当する 欄にレ印を付すること。

様式第 15 号 (第 12 条関係)

医師確保奨学金返還方法変更承認通知書

第 号
年 月 日

様

四国中央市長

印

年 月 日付けで申請のあった医師確保奨学金の返還方法の変更について承認したので、四国中央市医師確保奨学金貸付条例施行規則第 12 条第 5 項の規定により、次のとおり通知します。

現在の返還方法	返還方法の別	一括払	年賦払	半年賦払	月賦払
	毎回の返還金額	金 円			
	返還期間	年 月から 年 月まで			
貸付期間	年 月から 年 月まで (月間)				
返還未済額	金 円	貸付総額	金 円		
		返還免除額	金 円		
		返還済額	金 円		
変更後の返還方法	返還方法の別	一括払	年賦払	半年賦払	月賦払
	毎回の返還金額	金 円	金 円	金 円	金 円
	返還の予定日	月 日	毎年 月 日	毎年 月 日 と 月 日	毎月 日
	今後返還に要する期間	年 月から 年 月まで (月間)			

様式第 16 号 (第 14 条関係)

医師確保奨学金返還債務履行猶予申請書

年 月 日

四国中央市長 様

住 所

氏 名

印

年 月 日付け 第 号で通知のあった医師確保奨学金に係る返還債務の履行の猶予を受けたいので、四国中央市医師確保奨学金貸付条例施行規則第 14 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

貸 付 総 額	入学資金奨学金	円
	修学資金奨学金	円
	修学資金奨学金 貸 付 月 数	年 月から 年 月まで (月間)
免 除 決 定 額	入学資金奨学金	円
	修学資金奨学金	円
既 に 返 還 し た 額	入学資金奨学金	円
	修学資金奨学金	円
履 行 猶 予 申 請 額	入学資金奨学金	円
	修学資金奨学金	円
履 行 猶 予 期 間	年 月から 年 月まで	
申 請 理 由		

備考 奨学金の返還猶予を受けようとする理由となる事実を証する書類を添付すること。

様式第 17 号 (第 14 条関係)

医師確保奨学金返還債務履行猶予承認通知書

第 号
年 月 日

様

四国中央市長

印

年 月 日付けで申請のあった医師確保奨学金に係る返還債務の履行の猶予について承認したので、四国中央市医師確保奨学金貸付条例施行規則第 14 条第 2 項の規定により、次のとおり通知します。

履 行 猶 予 決 定 額	入学資金奨学金	金	円
	修学資金奨学金	金	円
履 行 猶 予 期 間	年 月から 年 月まで		

重要事項届出書

年 月 日

四国中央市長 様

住 所

氏 名

印

(奨学生が死亡した場合)

連帯保証人等 住 所

氏 名

印

四国中央市医師確保奨学金貸付条例施行規則第 16 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

奨学生	住 所	
	氏 名	
届出に至った理由	<p>大学を退学し、休学し、留年し、復学し、卒業し、若しくは停学の処分を受けた、又は正規の修業期間内に卒業する見込みがなくなった。</p> <p>臨床研修を開始し、中止し、休止し、再開し、変更し若しくは終了した、又は臨床研修を 2 年以内に終了する見込みがなくなった。</p> <p>奨学金の貸付けを受けることを辞退した。</p> <p>医師免許を取得した。</p> <p>指定医療機関において医師としての業務を開始し、退職し、復職し、又は退職した。</p> <p>指定医療機関の医師としての業務に耐えない程度の心身の故障を生じた。</p> <p>本人又は連帯保証人の住所、氏名、職業その他重要な事項に変更があった。</p> <p>医師法 (昭和 23 年法律第 201 号) 第 7 条第 2 項の規定による処分を受けた。</p> <p>奨学生が死亡した。</p>	
詳細内容又は理由		

備考

- 1 該当する 欄にレ印を付すること。
- 2 届出に係る事実を証する書類を添付すること。

現況報告書

年 月 日

四国中央市長 様

住 所

氏 名

印

年 4 月 1 日現在の状況について、四国中央市医師確保奨学金貸付条例施行規則第 17 条の規定により、次のとおり報告します。

状 況	臨床研修中 臨床研修終了後、必要な知識を習得するための研修中 指定医療機関に従事中 その他 ()	
	所 在 地	
研 修 先	名 称	

備考 該当する 欄にレ印を付すること。

連帯保証人変更届出書

年 月 日

四国中央市長 様

住 所

氏 名

印

年 月 日付け 第 号で通知のあった医師確保奨学金の貸付けについて、連帯保証人を変更したいので、四国中央市医師確保奨学金貸付条例施行規則第 18 条の規定により、次のとおり届け出ます。

新 連 帯 保 証 人	住 所	電話番号		
	ふりがな 氏 名	印		
	生年月日	年 月 日	性 別	男・女
	職 業		続 柄	
旧 連 帯 保 証 人	住 所	電話番号		
	ふりがな 氏 名	印		
	生年月日	年 月 日	性 別	男・女
	職 業		続 柄	
変 更 の 理 由				
変 更 年 月 日		年 月 日		

備考 新たに連帯保証人となる者の印鑑証明書、所得証明書及び市町村税の納税証明書を添付すること。